

[事案 30-209] 災害入院給付金等支払請求

・平成 31 年 3 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

被保険者のけがは、「重大な過失」に該当しないこと等を理由として、災害入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者は平成 30 年 1 月に転落事故により負傷したため、平成 10 年 3 月に契約したことも保険にもとづき、災害入院給付金等を請求したところ、被保険者の「重大な過失」を原因とする事故であることを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、「重大な過失」には該当しないため、給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の判断は、状況証拠のみにもとづくものであり、「重大な過失」であることの証明がなされていない。
- (2) 他の保険会社からは給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、「被保険者の故意または重大な過失」により入院・手術をしたときには、給付金を支払わない旨が規定されている。
- (2) 被保険者は、転落すれば身体に傷害を負うことを想像できる高さから、柵を越えて転落したもので、単なる不注意によるものとは考えられず、被保険者の「重大な過失」を原因とするものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案において、被保険者の受傷が、被保険者の「重大な過失」によるものか否かを判断するためには、事故の状況や事故発生に至る経緯、被保険者の行動等について明らかにする必要があるが、事故当時の状況等を明らかにするためには、当事者ないし目撃者への尋問、現場の検証、専門家による鑑定等が必要となる。しかしながら、当審査会はこのような手続きを持たないため、この点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ず、裁定手続を打ち切ることとした。